法人車両借用申込書

| 令和 | 年 | 月 | H (| |
|--------|-------------|---|-----|---|
| 11 J.H | | Л | н (| , |

社会福祉法人たまん福祉会 理事長 金 城 幸 範 殿

> 所属団体名 所 在 地 電話番号 責任者名

印

下記により貴所所有の法人車両を借用したいので、許可して下さるようお願いいたします。

なお、法人車両の使用にあたっては、道路交通法及び裏面記載の誓約事項を 遵守し、使用期間中における一切の責任は当方で負い、貴法人に迷惑をかけな いことを誓約します。

| | | | | - | | | | | | | | |
|-------------|---|----|---|---|---|---|-----|--|-----------|---|-----|----|
| 使 | 用 | 期 | 間 | 令和 | 年 | 月 | 日 (| | 令和 時間) | 年 | 月 | 日 |
| 使 | 用 | 目 | 的 | | | | | | | | | |
| 使 | 用 | 区 | 間 | | | | | | | | | |
| 運 | 車 | 云 | 者 | | | | | | ※免許証写し添付 | | | |
| 車 | | | 種 | | | | | | | | | |
| 備 | | | 考 | ※燃料は満タン返しでお願い致します。 ※許可後は本申請書の写しをお渡しします。 ※「法人事業者が事業として借用する場合」は、下記の金額を徴収致します。なお、本借用料金は、全額、車両の修繕維持費用に充てられます。附則:令和7年1月1日から施行する。 (1)マイクロバス5,000円(1日1回) (2)その他の車両2,000円(1日1回) | | | | | | | | |
| 上記のとおり許可する。 | | | | | | | | | | | | |
| | | 令和 | П | 年 | 目 | 日 | | | | | | |
| | | | | | | | | | 事務局 | 長 | 事務局 | 沙長 |
| | | | | | | | | | | | | |

誓 約 書

1. 使用に当たっての遵守事項

貸出法人車両を借り受けたもの(以下「借受者」という。)は、貸出法人車両の使用に当たり、 次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 借受け及び返還は、毎日、所定の場所において、決定を受けた貸出し時間内に行うこと。 ただし、「たまん福祉会」が特に認める場合は、この限りでない。
- (2) 借受けに当たり、所定の点検を行い、その結果を、運行日誌に記載すること。
- (3) 返還に当たり、所定の運行日誌への運行に係る事項の記載及び貸出法人車両の清掃及び 給油を行い、「たまん福祉会」の検査を受けること。
- 2. 転貸等の禁止

借受者は、貸出法人車両を第三者に転貸し、又は借り受けた目的以外の目的に使用してはならない。

3. 交通事故への対応

運転者及び同乗者は、交通事故が発生した場合においては、法令で定められた義務を履行しなければならない。

- (1)運転者及び同乗者は、交通事故が発生した場合においては、直ちに、次の各号に掲げる順位に応じ、当該各号に定める行為(明らかに不要な行為を除く。)をしなければならない。
 - 第1順位 負傷者の救助及び救急車の要請
 - 第2順位 道路上の障害物の除去その他の二次的事故の防止の措置
 - 第3順位 警察署への通報
 - 第4順位 目撃者の確保及び現場状況の記録
 - 第5順位 交通事故の相手方の連絡先の確認
 - 第6順位 「たまん福祉会」への交通事故の状況の報告
- (2) 前項第6号順位の報告は、借受者が、報告書により行うものとする。
- (3) 借受者は、発生した交通事故に係る損害保険の手続に必要な書類等を、速やかに「たまん福祉会」に提出するものとする。借受者及び運転者が他車運転危険担保特約加入の場合はその使用を承諾すること。なお、当会は対人対物人身保険には加入していますが、車両保険は加入していません。車両に損害が発生した場合は借受者の負担により修理すること。

4. 損害賠償等

借受者及び運転者は、交通事故により第三者に損害を与えたときは、「たまん福祉会」及び貸出法人車両に係る損害についての保険の保険者と協議した上で、当該第三者と示談を行わなければならない。

- (1) 借受者及び運転者は、貸出法人車両の使用により当法人又は第三者に損害を与えたときは、速やかに、報告書により「たまん福祉会」に報告するとともに、「たまん福祉会」又は当該第三者の求めに応じ、自らの責任において損害賠償をしなければならない。
- (2)「たまん福祉会」は、貸出法人車両の使用により損害賠償責任を負った場合は、借受者及び運転者に対し、求償権を行使することがある。
- (3) 借受者及び運転者は、貸出法人車両を毀損し、又は亡失したときは、速やかに、報告書により「たまん福祉会」報告するとともに、「たまん福祉会」の求めに応じ、自らの責任において損害を賠償しなければならない。
- 5. 故障等による貸し出し不能
 - 事故及び故障等により急に車両の貸出が不能となった場合でも、借受者が被る損害等に対して、当法人には一切請求しないものとする。
- 6. 感染症拡大防止のため、使用後はシート及びハンドル等のアルコール消毒実施をお願いします。※車内は高温となりますのでアルコールは車内に置かないこと。
- 7. 貸し出し料金等

法人事業者が事業として借用する場合は、マイクロバス1日1回5,000円、その他の車両1日1回2,000円を徴収致します。本借用料金は、全額、車両の修繕維持費用に充てられます。 燃料は満タンで貸し出しますので、使用後、満タンにして返却して下さい。